

◎新潟県告示第774号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成25年6月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大平山休猟区

(1) 区域

村上市鑄物師地内の市道菅沼線と県道大栗田村上線の交点を起点とし、同県道を南東に進み、県道大栗田下関停線との交点に至る。ここから、同県道を南に進み岩船郡関川村との境界に至る。ここから同境界線を西に進み、市道河内15号線へと接続する小道との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道河内11号線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み河内集落を経て、市道葛平線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道殿岡南平線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、市道南平9号線との交点に至る。同市道を北東に進み小道との交点に至る。ここから小道を北に進み、林道との交点に至る。ここから同林道を北西に進み市道菅沼11号線と交点に至る。ここからおおむね北に進み、菅沼集落を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,283ヘクタール

(3) 存続期間

平成25年10月15日から平成28年10月14日まで

2 石戸山休猟区

(1) 区域

東蒲原郡阿賀町上戸谷渡地内の国道49号線取上橋津川側橋詰を起点とし、町道石間取上線を北に進み、石戸地区に至る。ここから林道石戸中ノ沢線を北東に進み、芽峠を経て中ノ沢地区内旧中ノ沢橋を渡る。ここから右折して県道中ノ沢内川線を南下し、途中町道川口岩津線に右折し、上島、岩津を経て岩谷地区に至る。ここから国道49号線を取上方面に進み、五十島トンネル手前から旧国道49号線へと迂回し、トンネル終点から再び国道49号線に戻り起点と結ぶ一円とする。

(2) 面積

1,256ヘクタール

(3) 存続期間

平成25年10月15日から平成28年10月14日まで

3 大崎山休猟区

(1) 区域

三条市大字籠場地内の清流大橋を起点とし、五十嵐川左岸堤防に沿って、市道道心坂線に至る。ここから同市道を北西に進み、県道大面保内線の交点に至る。ここから同県道を北に進み、渡瀬橋を経て、国道289号線に至る。同国道を更に北東に進み、上保内地内で同県道を西に進み信越本線に接しこれに沿って北東に進み、加茂市の境界に至る。ここから稜線に沿って南に進み、姫ノ城山、里山、猿平山、十六山を経て、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,600ヘクタール

(3) 存続期間

平成25年10月15日から平成28年10月14日まで

4 山本山休猟区

(1) 区域

小千谷市山本地内山辺橋を起点とし、ここから国道117号線を東南東へ進み、吉平及び細島部落を経て県道岩沢（停）芋坂線との交点に至る。ここから同県道を南西に進み、県道小千谷十日町津南線との交点に至る。同県道を北に進み、市道栄町四ッ子線との交点に至る。同市道を東に進み、市道谷内外郭線との交点に至る。同市道を南東に進み、市道谷内西中線との交点に至る。同市道を南南西に進み、さらに東に進み市道池ヶ原山本線との交点に至る。同市道を北東に進み、さらにJ R山本山第2調整池沿いを進み、市道山本山観光道

路線との交点に至る。同市道を北西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

957ヘクタール

(3) 存続期間

平成25年10月15日から平成28年10月14日まで

5 小国休猟区

(1) 区域

長岡市小国町大貝地内の国道403号線の大三桶橋を起点とし、同国道を北へ進み、国道404号線との交点に至る。ここから国道404号線を北へ進み、鷲之島橋に至る。ここから旧郡越路町と旧小国町の境界線に沿って東に進み、小千谷市との境界線に至る。ここから同市境界線に沿って南に進み、十日町市との境界線に至る。ここから長岡市と十日町市の境界線を西に進み、市道小国624号線との交点に至る。同市道を北に進み、国道403号線との交点に至る。同国道を北西に進み起点と結ぶ内部一円の区域から延命寺ヶ原鳥獣保護区を除いた区域とする。

(2) 面積

3,429ヘクタール

(3) 存続期間

平成25年10月15日から平成28年10月14日まで

6 下条休猟区

(1) 区域

十日町市北原地内の国道117号線と国道252号線の交点を起点として、ここから国道117号線を小千谷市方面に進み、下条4丁目為永地内で一般県道山ノ相川・下条停車場線との交点に至る。ここから同県道を東に進み、東下組平地内で一般県道岩沢・中条線との交点に至る。ここから同県道を長岡市方面に進み、長岡市との境界に至る。ここから同境界を南に進み、長岡市・魚沼市との境界交点に至る。ここから十日町市と魚沼市の境界を南に進み、国道252号線三坂トンネルに至る。ここから同国道を十日町市方面に進み、十日町市北原地内起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,700ヘクタール

(3) 存続期間

平成25年10月15日から平成28年10月14日まで

7 田麦平休猟区

(1) 区域

糸魚川市大字須川地内の県道西飛山能生線諏訪橋と能生川右岸との交点を起点とし、同県道を北東に進み、市道須川線との交点に至る。ここから同須川線を東へ進み、同国見線との交点に至る。ここから同国見線を南東へ進み、林道須川線に至る。ここから同林道を東に進み、更に歩道を経て上越市との境界線に至る。ここから同境界線を南に進み、糸魚川市、上越市、妙高市の3市の境界の交点に至る。ここから糸魚川市と妙高市の境界線を南に約1,100メートル進む。ここで西に沢を約1,300メートル進み、タジマ川上流に至る。ここから、同川右岸を下流に進み飛山ダムを経て、能生川に至る。ここから同川右岸を下流に進み、起点を結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,510ヘクタール

(3) 存続期間

平成25年10月15日から平成28年10月14日まで

8 羽茂東部休猟区

(1) 区域

佐渡市羽茂大橋地内の主要地方道佐渡一周線と主要地方道佐渡貫通線との交差を起点とし、ここから主要地方道佐渡貫通線を北東に進み、市道飯岡線との交点に至る。ここから一の宮鳥獣保護区の境界線沿いに東に進み、大平、寺尾の上、小沢、松尾沢を経て羽茂川に至る、同川を横断し主要地方道佐渡貫通線に至る。

ここから同主要地方道を北東に進み、市道赤泊1号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、森林管理道上浦線との交点に至る。ここから同森林管理道を南西に進み、森林基幹道笠取線との交点に至る。ここから同森林基幹道を南西に進み、主要地方道佐渡一周線との交点に至る。ここから同主要地方道を西に進み、起点と結ぶ一円とする。

(2) 面積

2,580ヘクタール

(3) 存続期間

平成25年10月15日から平成28年10月14日まで